

令和5（2023）年度第1回栃木県感染症対策連携協議会議事録概要

1 開催日時 令和5（2023）年7月4日（火） 18時30分～19時55分

2 開催場所 栃木県庁本館6階大会議室2（Web（Zoom）併用）

3 出席者

（1）委員（代理出席を含む）18名

別紙「出席者名簿」のとおり

（2）事務局

保健福祉部 林参事

感染症対策課 田野邊課長、植竹総括課長補佐、出井課長補佐、渡辺副主幹

医療政策課 谷田部課長、早川主幹

宇都宮市保健所保健予防課 石和課長 他

4 概要

（1）開会

（2）挨拶

- ・岩佐委員（保健福祉部長）から挨拶

（3）会長の選任

- ・委員の互選により、浅井委員を会長に選出

（4）議事

○事務局から議題「（1）感染症法の改正概要及び栃木県感染症予防計画の改定の方向性（案）について」資料1により説明を実施

【委員】

保健所設置市である宇都宮市においても、県の計画に即して予防計画を策定していくこととなるが、栃木県感染症予防計画の改定の方向性（案）のなかで、県独自で追加する予定の項目について、宇都宮市民は栃木県民でもあるので、宇都宮市についても触れていただきたい。

【事務局】

宇都宮市と連携を密にして、早めに協議をしながら、内容のすり合わせを行っていく。

【委員】

新型コロナ対応を踏まえると、現時点で、集中治療や人工呼吸器対応病床数が地域別に充分にあるとの認識なのか、それとも今後、普段からICU等を増やしていかなければならないのか、そのあたりの試算等はあるのか。

【委員（保健福祉部長）】

新興感染症がどの程度の重症度、感染力があるのかによって変わってくるが、今回の新型コロナウイルス対応なども踏まえて、ある程度の病床を確保する医療機関においては、人工呼吸器等の対応可能な体制を準備しておくことが望ましいと思う。また、県内にICUが充分にあったかの検証も引き続き行っていく。

【委員】

新型コロナウイルス対応を踏まえると、計画の骨格に情報の周知方法に関する記載を加えた方が良いのではないか。

【事務局】

資料7頁の新型コロナウイルス対応に係る課題の整理において、感染症の発生予防・まん延防止の課題として「SNS等各種媒体を活用した広報周知の検討」を記載している。また、資料9頁の主な課題として「感染症に係る各種情報に関する県民への情報提供のあり方やリスクコミュニケーションのあり方」を記載しているところであり、引き続き、情報の周知方法については、課題として検討を進めていく。

【会長】

新型コロナウイルスに関しては、小児は比較的軽症であったが、次の感染症の際はどうなるか分からない。子どもは、入院も宿泊も一人ではできない。それらも配慮しつつ、小児の対応についても追加していただきたい。

【事務局】

入院については、特別な配慮を要する患者として、小児についてもどう対応するのか検討していくことになる。入院以外についても感染症対応での課題があると思うので、検討を進めていく。

【委員】

新型コロナウイルス対応において、DMATなどの支援体制などを県が主導したことにより、登録者を円滑に施設へ派遣することができた。次の感染症の際にも、県が主導して実際の支援体制を構築していただきたい。

【事務局】

人員確保をどのように図っていくかということについても検討していく。

【委員（保健福祉部長）】

平時からどれだけ人材を育成し、感染症発生時に対応できる人材を増やしていけるのかということは、非常に重要な課題である。例えば、大学病院であれば感染症の専門という観点による医師の育成、また、各医療機関の中においても感染症専門の看護師としての人材育成に努めていただいていると思うが、それらの人材をネットワーク化し、広域的に活用できるような体制を考えていくことができないかと思っている。

【委員】

新型インフルエンザの対応として特定接種などがあったと思うが、制度上、活用されなか

ったものは整理するなどし、整合性を図りつつ、できるだけシンプルにしていきたい。
例えば、特定接種の際の薬局におけるインフルエンザの薬の備蓄の必要性等については、今回の計画策定において、整理していきたい。

また、新型コロナ対応時、咳止めなどの普段欠品しない薬が数多く欠品した。そのような医薬品の備蓄についても検討をお願いしたい。

【事務局】

一点目について、予防計画は、保健医療計画及び新型インフルエンザ等対策行動計画と整合性を図るものとされ、このうち県保健医療計画については同時並行で改定をしていくが、新型インフルエンザ等対策行動計画については、新型コロナを受けた方針がまだ国から示されていないため、その動向を注視していく。

二点目について、医療措置協定においては、感染症予防のための個人防護具を備蓄の対象としており、一般の医薬品についての準備をどうするかについてまでは触れられていない状況である。

○事務局から議題「(2) 医療措置協定等の締結に向けた県の基本方針(案)について」 資料2により説明を実施

【委員】

救急医療や一般医療も含めて検討していかないと多くの県民の生命を守ることができないと考えているが、どのように考えているか。

【事務局】

コロナ禍において、救急医療を担う医療機関と、その他の重要な急性期医療を担う医療機関が重なっていることも指摘されていた。医療計画を策定する中では、分野ごとにどのような対応をしていくかということも今後協議していくこととなるので、これまでの経験を活かしつつ、様々な分野において何をどのように維持していくのかを整理し、感染症とその他の一般医療の両立のあり方について検討を進めていきたい。

【委員】

資料19頁の人材派遣について、DMAT指定病院との協定とあるが、新型コロナの経験を踏まえると、平時からの医療スタッフの育成や現場での感染管理、治療等が必要と考えている。DMATを活用した医療スタッフの派遣以外にも、さらに、新興感染症に対する指導体制を作るようなことを県に是非お願いしたい。

その場合、人の派遣をできる限りやっていただきたい。また、医療情報の共有という観点から、重症医療機関への搬送におけるJOINの活用やとちまるネット、どこでも連絡帳などのオンラインでの情報交換を最大限活用していくことも非常に有効と考える。

【委員(保健福祉部長)】

平時からどのように人材を育成し、情報共有していくかということは非常に重要であると考えている。特に今回、発生早期におおむね15医療機関が1週間で20床の病床を確保する

ことを考えた場合、すべての医療機関に感染症の専門医がいるというのは現時点では、現実的ではないと思う。

各医療機関は、様々な情報を関係者間のネットワークにおいて、すぐに確認できる体制を持っておかないと、感染症への対応が困難なのではないかと思っている。関係機関とも相談し、平時から感染症情報を共有化するという枠組みづくりを併せて進めていく必要があると認識している。

○事務局から議題「(3) その他」について、参考資料⑥により説明を実施

【委員】

説明内容と関連はないが、国から協定締結の雛形が薬剤師会に届き、その中で、協定締結は、店舗の管理薬剤師が締結することとなっていた。薬局に関する法律も変わり、ガバナンスも厳しくなっている中で、開設者ではなく各店舗の管理薬剤師と協定を結んでも実行性のある協定とならない可能性があると思うので、再考していただきたい。

また、新型コロナ対応において、薬局だと無料検査という形で検査を行った。このような対応は、臨時的な処置だと思うが、今後の対応の方向性があるのなら教えていただきたい。

【事務局】

国の制度でもあるので、運用上開設者と協定を締結してもよいかも含めて国と調整を図っていききたい。

また、無料検査については、新興感染症が発生した時に感染症法上どのような位置付けになるのかなど、実際に感染症が発生しないと方針が示されないと思うが、今後そうした疑問点について、国に確認しながら進めていきたいと考えている。

【委員】

新型コロナの経験から、高齢者施設における対策が非常に重要だと考えている。嘱託医・協力医療機関との協定ということになっているが、すべての高齢者施設で対応する医師が決まっているわけではないという現状を考えると、先ほどの情報共有・支援体制の中に高齢者施設を入れ込み、全体がカバーできるような体制を作っていただきたい。

【事務局】

新型コロナ対応では、高齢者施設で感染拡大があったというのが非常に大きな課題と認識している。今後も御意見をいただきながら、どのように対応すべきか検討していく。

(5) 閉会

以上